令和 2 年度第 5 回北広島市国民健康保険運営協議会（書面開催）

～　会議次第　～

1　審議事項

（1）令和 3 年度北広島市国民健康保険事業運営方針（案）について　～別紙

2　報告事項

（1）北広島市国民健康保険保健事業実施計画（第 2 期データヘルス計画・第 3 期特定健康診査等実施計画）中間評価（案）について　～別紙

（2）令和 3 年度国民健康保険事業特別会計当初予算（案）について

（3）北広島市国民健康保険税条例の一部改正について

（4）北広島市高額療養費貸付基金条例の廃止について

報告事項（2）　令和３年度国民健康保険事業特別会計当初予算（案）

《歳　入》　（単位：千円）

区分			令和2年度	令和3年度	比較	説明及び主な増減理由
国民健康保険税	一般分	医療給付費分現年度課税分	669,273	630,866	△ 38,407	
		医療給付費分滞納繰越分	29,413	24,589	△ 4,824	
		後期支援金分現年課税分	219,586	206,733	△ 12,853	
		後期支援金分滞納繰越分	8,548	7,161	△ 1,387	
		介護納付金分現年度課税分	55,824	54,047	△ 1,777	
		介護納付金分滞納繰越分	4,930	3,908	△ 1,022	
		小計	987,574	927,304	△ 60,270	
	退職分	医療給付費分現年度課税分	1	1	0	
		医療給付費分滞納繰越分	46	46	0	
		後期支援金分現年課税分	1	1	0	
		後期支援金分滞納繰越分	11	11	0	
		介護納付金分現年度課税分	1	1	0	
		介護納付金分滞納繰越分	8	8	0	
		小計	68	68	0	
	合計		987,642	927,372	△ 60,270	被保険者数の減による調定額の減
道支出金	普通交付金		4,838,704	4,736,292	△ 102,412	保険給付費の減による減
	特別交付金		100,375	104,966	4,591	保健事業費に係る道繰入金の増
	合計		4,939,079	4,841,258	△ 97,821	
繰入金	一般会計繰入金		518,287	538,291	20,004	基盤安定繰入金の増
	基金繰入金		17,716	52,291	34,575	償還金等財源の取り崩しの増
	合計		536,003	590,582	54,579	
諸収入			26,414	46,561	20,147	延滞金の増
財産収入			25	28	3	
繰越金			0	1	1	
歳入合計			6,489,163	6,405,802	△ 83,361	

《歳　出》　　（単位：千円）

区分			令和2年度	令和3年度	比較	説明及び主な増減理由
総務費			47,259	47,766	507	
保険給付費	一般	療養給付費	4,146,537	4,060,212	△ 86,325	
		療養費	32,156	31,023	△ 1,133	
		高額療養費	640,534	630,092	△ 10,442	
		高額介護合算療養費	400	400	0	
		小計	4,819,627	4,721,727	△ 97,900	被保険者数及び件数の減による減
	出産育児一時金		11,346	10,506	△ 840	
	葬祭費		3,000	3,000	0	
	傷病手当金		0	563	563	新型コロナウイルス感染症にかかる手当金
	審査支払手数料		10,416	10,366	△ 50	
	合計		4,844,389	4,746,162	△ 98,227	
国民健康保険事業費納付金			1,491,357	1,490,796	△ 561	被保険者数の減による減
共同事業拠出金			2	1	△ 1	
財政安定化基金拠出金			6	2	△ 4	
保健事業費	保健衛生普及経費		255	248	△ 7	
	特定健診・特定保健指導事業		61,251	57,978	△ 3,273	被保険者数の減による減
	保健衛生推進支援事業		9,742	10,834	1,092	インフルエンザ予防接種の件数増
	医療費費適正化対策事業		12,212	16,264	4,052	疫学分析による医療費適正化額可視化事業の増
	合計		83,460	85,324	1,864	
基金積立金			356	85	△ 271	H31退職分国保事業費納付金追加納付
公債費			14,334	28,666	14,332	財政安定化基金（H30貸付）償還金
諸支出金			4,000	4,000	0	
予備費			4,000	3,000	△ 1,000	
歳出合計			6,489,163	6,405,802	△ 83,361	

報告事項（3）　　北広島市国民健康保険税条例の一部改正について

1　国民健康保険税課税限度額の改定

地方税法施行令の一部が改正され、令和 2 年度の法定課税限度額が改定されたことから、国の１年遅れで引き上げるというこれまでの方針に従って課税限度額の改定を行う。

【第２条、第２４条】

	令和２年度 限度額	令和３年度 改定案限度額 （令和２年度法定額）	差
医療分	６１万円	６３万円	２万円
後期高齢者支援金分	１９万円	１９万円	据え置き
介護納付金分 ４０歳以上６４歳以下	１６万円	１７万円	１万円
合計	９６万円	９９万円	３万円

2　軽減所得基準の改定

地方税法施行令の改正により、軽減判定の算定基準所得額を改定。

【第 24 条】

軽減 割合	軽減の判定基準所得額 （現行）	軽減の判定基準所得額 （改定）
７割	33 万円 以下	43 万円＋[10 万円×（給与所得者等の数－1）] 以下
５割	[33 万円＋（加入者の人数＋特定同一世帯の人数）×28.5 万円] 以下	43 万円＋[（加入者の人数＋特定同一世帯の人数）×28.5 万円]＋［10 万円×（給与所得者等の数－1）］ 以下
２割	[33 万円＋（加入者の人数＋特定同一世帯の人数）×52 万円] 以下	43 万円＋[（加入者の人数＋特定同一世帯の人数）×52 万円]＋［10 万円×（給与所得者等の数－1）］以下

3　その他

・租税特別措置法の改正による、低未利用土地等を譲渡した場合の長期及び短期譲渡所得の特別控除創設に伴い関係規定を整理。

【附則第９項、第 10 項】

・施行予定日　令和３年４月１日

報告事項（4）　　北広島市高額療養費貸付基金条例の廃止について

○ 制度の経過・廃止の理由について

北広島市高額療養費貸付基金については、高額療養費支給制度の適用を受ける者に対し、高額療養費の支払いに必要な資金の貸し付けをし、高額療養費制度の事務を円滑かつ効率的に行うため、昭和52年に設置されました。

国民健康保険法の改正により、入院診療については平成19年度から、外来診療については平成24年度から、高額療養費が現物給付化され、限度額認定証の提示により高額療養費分を負担することなく、自己負担限度額までの負担で済むようになったところです。

法改正により、平成24年度以降の貸付実績がなくなったことから、制度の役目終えたものと判断し廃止するものです。

○貸付基金について

（貸付実績）

平成23年度　5件535,575円

平成24年度～令和2年度　0件

○制度の概要（条例～基金の額　300万円）

【70歳未満区分エの例】

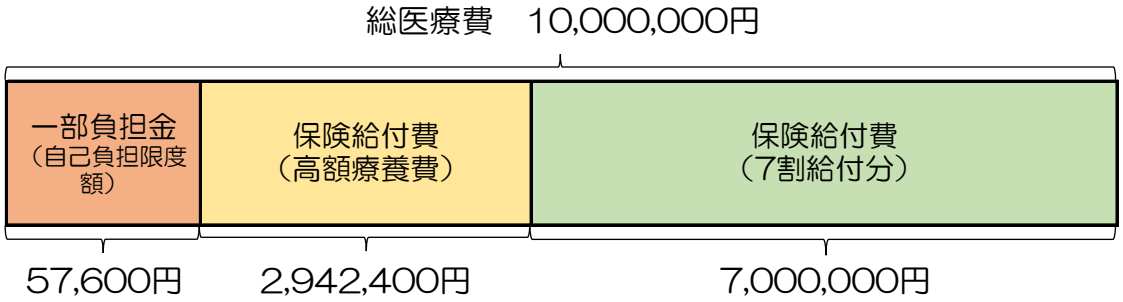

2,648,160円（貸付上限10分の9）

※平成19年から入院・平成24年度から外来が、限度額適用認定証の提示により現物給付され、いったん負担する必要がなくなった。

○管内の状況

江別市	制度廃止済み
千歳市	制度あり（理由：限度額認定証を国保料の滞納者へ交付しておらず、R1に1件の実績があるため）
恵庭市	制度廃止済み
石狩市	制度廃止済み

令和３年度
北広島市国民健康保険事業運営方針（案）

保健福祉部保険年金課

１　基本方針

国民健康保険事業の適正な運営

国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤となる仕組みであるが、市町村間の負担の格差や小規模市町村の財政の不安定さ等の課題を抱えており、このような状況を改善し、負担の公平化と財政運営の安定化を図り持続可能な医療保険制度を構築するため、平成 30 年度から、都道府県単位の国保運営が開始された。新たな制度では、都道府県は、財政運営や効率的な事業実施等の中心的な役割を担い、市町村は引き続き、資格管理や保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業を行うこととされている。

北海道において、北海道と市町村が共通認識のもと、一体となって事務を実施し、広域化や効率化を推進するための統一的な方針として北海道国民健康保険運営方針が策定された。北広島市国民健康保険事業では、その方針に基づき、北海道の今後の動向を見据えながら計画的かつ効率的な運営を目指すため、令和３ 年度国民健康保険事業運営方針を定め、次に掲げる主要事業の積極的な促進を図っていく。なお、主要事業の実施に当たっては、関係機関、庁内関係各課との協議と連携のもと推進する。

また、新型コロナウイルス感染症に係る対応に関しては、感染症の拡大状況を注視し情報収集に努めるとともに、国や道からの通知などを踏まえ適切に事業の推進を図る。

２　主な事業

令和３年度国民健康保険事業の運営にあたっては、次に掲げる事業に重点をおいて取り組むものとする。

（１）保険税収納率向上対策事業

国民健康保険の資格の適正化を図るとともに、重要な財源である保険税収入を確保するため、賦課の適正化、口座振替の利用率向上、保険税の徴収体制の充実・強化を図る。

（２）医療費適正化対策事業

医療費適正化を図るため、レセプト点検、医療費分析、医療費通知、柔道整復療養の適正化、服薬情報通知、ジェネリック医薬品の利用促進等を実施する。また、疫学的分析手法を活用し、医療費の適正化を図るうえで、より効率的で効果的な事業を実施する。

「第２期北広島市国民健康保険保健事業実施計画（平成 30 年度～令和５年度）」（以下「第２期データヘルス計画」という。）に基づき、被保

険者の健康の保持増進のため、糖尿病性腎症の重症化予防等ＰＤＣＡ（計画、実施、評価、改善）サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施する。

（３）特定健康診査・保健指導事業

第２期データヘルス計画及び北広島市国民健康保険第３期特定健康診査等実施計画に基づき、生活習慣病の発症予防と重症化予防に着目した特定健康診査・保健指導を実施する。

（４）保健衛生推進支援事業

地域の実情に応じた多様な健康づくり事業を支援し、エイズ等疾病予防知識の普及等健康教育を推進する。

（５）積極的な制度周知と研修機会の充実

国民健康保険制度や医療費適正化への理解と協力を得るため、制度の周知や健康意識の啓発等広報活動の充実を図る。また、国保事業従事者の専門的知識のスキルアップのため、研修機会を確保する。

３　個別事業

１　保険税収納率向上対策事業

収納率向上対策事業の充実・強化を促進するため、徴収部門と連携しながら対応する。

(1)被保険者資格の適用適正化

ア　国保未適用者の実態把握

広報紙やホームページ等により、国民皆保険制度の趣旨等の市民への啓発に努めるとともに、市内事業所へパンフレットを送付し、従業員の就退職時において、健康保険制度の説明や国保への加入・喪失届出勧奨等の協力を要請することにより、遡及適用の未然防止に努めるものとする。

また、日本年金機構と連携を図り、年金ネット情報の活用（国保喪失⇒国民年金第１号・第３号被保険者資格喪失者一覧表、国保加入⇒国民年金2号被保険者喪失資格一覧表）により、取得や喪失届出の勧奨通知や職権処理を実施し、資格の適用適正化を図る。

●実施時期：パンフレット送付３月（北広島市商工会協力）

イ　居所不明被保険者実態調査

国民健康保険被保険者証、納税通知書、督促状等が受取人不在のため返戻された者について、随時実態調査（水道給水状況や現地調査）を行う。その後、居住実態がない者として認定したときは、住民登録担当課である市民課へ住民登録の職権消除の依頼を行うものとする。（国民健康保険居所不明被保険者に係る資格喪失確認の事務処理要領、平成４年８月21日付け策定、平成25年12月19日改正による。令和２年度実績：現地調査４件、職権消除７件）

ウ　所得未申告者への申告勧奨

低所得者層への保険税減額措置の適用を徹底し、所得に応じた保険税額を適正に算定するため、当初賦課前に未申告者等に対して申告書を送付する。さらに当初賦課後にも文書（申告書同封）を送付し申告勧奨を行う。また、新規加入時や限度額認定申請等窓口来庁時の未申告者への案内指導や広報紙、ホームページによる啓発を行い未申告者の解消を図る。（未申告抽出・管理プログラム活用、会計年度任用職員１名雇用）

●実施時期：２月頃（当初賦課前）、８月頃、１２月頃（当初賦課後）

⑵ 滞納者対策

税務課による国保税滞納者に対する納付催告（文書催告等）、納税相談の実施により、長期滞納者との接触を図り、滞納額の縮減に努める。

また、滞納繰越額を増大させないようにするために、まずは現年度分を確実に収納して新規滞納発生を防止し、悪質滞納者については、納税意思の見極めを行い、自主的な納付が見込まれないと判断した事案については、速やかに滞納処分を執行する。

●収納率

年　度	現年度分	滞納繰越分	全体分
令和元年度	96.57%	33.77%	86.65%
令和２年度（見込み）	96.60%	32.15%	88.05%
令和３年度（見込み）	96.60%	32.15%	88.05%

⑶ 口座振替の促進

口座振替については、納付率が高いことから、口座振替の促進は収入確保の観点では重要である。納付書発送時には口座振替依頼書を同封し、利用促進を図るとともに、広報紙掲載やリーフレットの配布など様々な機会を捉え、口座振替利用の勧奨に努める。

●口座振替率（現年分）

年　度	口座振替利用率	納付率
令和元年度	50.86%	98.39%
令和２年度（見込み）	50.18%	98.92%
令和３年度（見込み）	50.18%	98.92%

⑷ コンビニ収納

コンビニエンスストアでも使用できる納付書を送付し、金融機関以外での納付機会の確保と時間の幅を広げることによる利便性の向上を図る。

●コンビニ収納件数（延べ件数）

年　度	件　数
令和元年度	9,098 件
令和２年度（見込み）	9,507 件
令和３年度（見込み）	9,607 件

⑸短期保険証及び資格証明書の交付

「北広島市国民健康保険税の滞納に係る措置の実施要綱」（平成 13 年 12 月 1 日施行）に基づき、納付状況が納税誓約どおりかを確認したうえで短期保険証を交付するものとする。また、短期保険証の更新時に滞納者との接触の機会を設け、納税相談や指導により収納率の向上に努めるものとする。

なお、納付催告、納税相談等に一向に応じない者に対しては、税の公平の観点から資格証明書を交付するものとする。

（資格審査委員会は年２回開催～1・７月）

●交付件数（７月末現在）

年　度	短期保険証	資格証明書
令和元年度	337 世帯	16 世帯（18 人）
令和２年度	318 世帯	13 世帯（14 人）

⑹研究啓発等の事業

徴収職員のスキル向上のため、各種研修会への参加や課内研修の実施等を通して、収納業務に関する調査研究に努める。

２ 医療費適正化対策事業

健康と医療費に対する認識を深めてもらうため、医療費通知を当該世帯へ通知するとともに、医療費の適正な支払いを行うため、各医療機関から国保連合会に提出されたレセプトデータの点検等を行う。

また、疫学的分析手法を活用し、医療費の適正化を図るうえで、より効率的で効果的な事業を実施する。

PDCA サイクルに沿った効率的かつ効果的な保健事業の推進を図るため、第２期データヘルス計画に沿った事業を行うとともに、レセプトや健診結果のデータ分析と、令和２年度実施事業の結果と指標を確認把握したうえで、計画の評価と改善を図る。

(1)医療費通知

被保険者に対して保険医療機関等（柔道整復含む。）で治療を受けたときの医療費を通知し、保険者負担の動向、医療費の適正化、健康に対する意識等の啓発を図る。

また、医療費が再審査等により本人負担額で１万円以上の減額があった場合は、本人へ減額査定通知を行う。

●送付時期：12 か月分を年６回（4 月、6 月、8 月、10 月、12 月、2月）

（通知内容：受診者氏名、診療年月、診療区分、日数、総医療費額、支払った医療費の額、医療機関名）

(2)レセプト点検事業

レセプト点検調査は、直接的な財政効果をもたらすばかりでなく、その調査結果から医療費の構造や実態を把握するための基礎資料となる。

医療費適正化については、総合的・広域的な点検をする必要があるため、令和元年度より、資格及び請求内容点検を国保連合会に委託しており、資格の点検、診療内容の点検、請求点数等の点検を行っている。また、給付発生原因等（第三者行為レセプトの抽出）の点検、柔道整復師等施術の適正化点検についても継続し、実施する。

●レセプト資格・内容点検による実績

年　度	資　格		内　容	
	件　数	金　額	件　数	金　額
令和元年度	759 件	15,578,000 円	1,489 件	4,057,000 円
令和２年度（見込み）	616 件	8,901,000 円	2,146 件	5,341,000 円
令和３年度（見込み）	803 件	13,724,000 円	1,834 件	4,980,000 円

●柔道整復師等による施術内容の照会実施状況

年　度	件数	内　　容
令和元年度	78 件	柔道整復レセプト点検による疑義レセプトを抽出し、被保険者照会と適正受診指導
令和２年度	83 件	
令和３年度（見込み）	80 件	

(3) 第三者行為求償事務

交通事故等による第三者行為求償事務については、直接的に医療費の適正化に連動することから、積極的に対応することとする。第三者行為の把握のため、レセプト点検による傷病名からの発見や、市消防からの救急車による搬送についての連絡の協力依頼等からの第三者のレセプト発見に努めるものとする。

また、求償案件に関わる被保険者・加害者への照会・確認と書類の作成及び自賠責保険への損害賠償額の照会、国保連合会への請求委託書類作成を専門機関に委託し、求償事務の適正化と事務軽減を図る。

●第三者行為求償状況

年　度	件　数	金　額
令和元年度	７件	3,524,243 円
令和２年度（見込み）	９件	13,532,107 円
令和３年度（見込み）	10 件	5,159,000 円

(4) ジェネリック医薬品利用差額通知

医療費の適正化に向け、被保険者にジェネリック医薬品が低価格であることを知ってもらいより一層の利用促進を図るため、先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の差額をお知らせするハガキ「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を年3回送付する。令和2年度より、国保の都道府県単位化に伴う事務の標準化のため、北海道国保連合会への委託により実施している。

また、保険証にジェネリック医薬品希望シールを同封することにより、ジェネリック医薬品の切替を促進し医療費削減に努める。

●財政効果額（令和元年度の通知による効果額）※推計値

年間医療費の削減額　3,109,684円

●通知件数　使用割合実績（使用量ベース）

年　度	回数	時　期	通知件数	ｼﾞｪﾈﾘｯｸ医薬品使用割合
令和元年度	4	7・8・9・10月	1,555	79.7% （国平均 80.4%令和２年３月）
令和２年度 （見込み）	3	6・10・2月	1,907	82.3%
令和３年度 （見込み）	3	6・10・2月	2,000	84.1%

※国目標：令和２年９月までに後発医薬品数量シェア 80%以上（平成 29 年閣議決定）

●ジェネリック希望シール送付配備枚数

年　度	枚　数	内　　容
令和２年度	9,000	窓口配備、保険証更新時同封、ジェネリック医薬品利用差額通知時に同封
令和３年度 （見込み）	9,500	

⑸服薬情報の通知

適正服薬のため、重複服薬者及び多剤服薬者を対象に「服薬情報のお知らせ」を送付し、処方されている薬品名や数量を確認してもらい、かかりつけ医やかかりつけ薬局への相談を促す。

●通知件数

年　度	通知件数	内　　容
令和２年度	100	レセプト情報より重複服薬者及び多剤服薬者を抽出し、服薬情報を対象者へ送付する。 （送付時期　10 月）
令和３年度 （見込み）	100	

⑹医療費等データ分析に基づく保健事業（データヘルス）の推進

年々増加する医療費の抑制を図るため、レセプト点検や第三者行為求償事務等を実施するとともに、PDCA サイクルに沿った効果的な保健事業の推進を図るため、第２期データヘルス計画の進行状況を評価し、必要に応じ改善を図る。

⑺疫学分析による医療費適正化額可視化事業

疫学的分析手法を通して当市の健康課題を再整理し、最大医療費適正効果額をもとに事業の優先順位付けを行い、重症化予防対象者に対する効果的・効率的な保健指導を実施する。令和２年度より、北海道国保連合会への委託により実施している。

（疫学的分析とは）

多くの人を対象に、病気の発症率や有病率、病気の要因などを調べ、分析すること。

⑻一部負担金の減免制度の周知

「北広島市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の取扱いに関する要綱」（平成 23 年４月１日施行）に基づく減免制度について、広報紙やリーフレットにより市民広報を実施する。

３ 特定健康診査・特定保健指導事業

第２期データヘルス計画及び北広島市国民健康保険第３期特定健康診査等実施計画に基づき、国民健康保険被保険者の健康保持・生活の質の向上と、中長期的な医療費の適正化を目的として、糖尿病等生活習慣病の発症予防と、心血管疾患、脳血管疾患、慢性腎臓病等の重症化予防を図るため、特定健康診査・保健指導事業を実施する。

(1)特定健康診査等の実施

ア　特定健康診査

40 歳から 74 歳までの被保険者に対し、市内 18 医療機関及び札幌市に所在する４健診機関（札幌厚生病院、北海道対がん協会、北海道結核予防会、ＪＣＨＯ札幌北辰病院）との委託により、特定健康診査を実施する。令和３年度においては、受診率 52.0%を目指し、かかりつけ医情報提供書や職場健診等のデータ提出等の活用を図りながら、特定健診ニュースの作成等広報活動の充実や個別通知等未受診者への積極的な受診勧奨を実施する。

なお、健診を毎年受診することの重要性や、健診実施機関における感染予防対策の実施などについて周知を図り、コロナ禍における受診率向上を目指す。

イ　特定保健指導

健診結果から保健指導対象者を抽出し、生活習慣の改善や重症化予防を目的とした特定保健指導を実施する。

（特定健診受診率等国基準目標　令和３年度　　特定健診受診率　60%
保健指導実施率　60%）

●受診者等見込み

年　度	健診受診者数	受診率	特定保健指導人数	割合
平成 30 年度	3,527 人	38.1% （道 29.5%）	193 人	67.2%
令和元年度	3,648 人	40.3%	189 人	65.6%
令和２年度 （見込み）	3,513 人	38.3%	180 人	60.0%
令和３年度 （計画目標）	5,190 人	52.0%	294 人	63.0%

健診料金の自己負担：課税世帯 700 円　非課税世帯 500 円

⑵ 二次健診

動脈硬化のリスクが高いメタボリックシンドローム該当者・予備群等を対象に、心疾患病やＣＫＤ（慢性腎臓病）発症予防のための早期介入と保健指導実施率の向上のため、二次健診を実施する。二次健診の実施により、特定健診結果をもとに結果説明と保健指導を行い、必要な方には、医療機関への受診勧奨を行い、心筋梗塞や脳梗塞、人工透析の必要な腎臓病の予防へつなげる。

●二次健診検査内容

検査項目	内　　容
７５ｇ糖負荷検査	時間毎の血糖値とインスリン量を測定し糖尿病になりやすい状態かどうかの検査
微量アルブミン尿検査	メタボリックシンドロームが原因で血管壁が損傷を受けていないかどうかの検査
頸動脈超音波検査	動脈硬化の進行を知るため頸動脈の超音波検査により血管壁の厚さ等を測る検査

健診料金の自己負担額：糖負荷検査 1,800 円　尿検査 200 円　頸部エコー700 円

●受診者見込み

年　度	受診者数
令和元年度	36 人
令和２年度（見込み）	30 人
令和３年度（計画）	30 人

⑶ 未受診者対策

受診率向上を図るため、国保保健事業補助等を活用し、対象者の状況に応じた効果的な受診勧奨を実施する。

令和 2 年度より、国保の都道府県単位化に伴う事務の標準化のため、北海道国保連合会への委託により実施している。

●実施内容

年度	内容
令和２年度	・文書勧奨 2,590 人（7 月）、8,566 人（9 月）、2,541 人（11 月） ・文書勧奨（生活習慣病治療中の方）　2,975 名 ※「特定健診に係るかかりつけ医情報提供書」を送付し、かかりつけ医からの治療データ提供の協力を依頼する。
令和３年度（見込み）	・文書勧奨 8,100 人（7 月）、3,500 人（10 月）、2,000 人（12 月） ・文書勧奨（生活習慣病治療中の方）　3,000 名 ※「特定健診に係るかかりつけ医情報提供書」を送付し、かかりつけ医からの治療データ提供の協力を依頼する。

⑷５５（ゴーゴー）ドック（55 歳健診）の実施

55 歳に到達する被保険者に対し、特定健診とがん検診を無料で同時に実施できる受診券を配布し、特定健診の受診率が低く、生活習慣病の発症の危険が大きくなる 50 歳代の受診率の向上と被保険者の健康保持増進を図る。

●受診者見込み

年　度	受診者数
令和元年度	１３人
令和２年度（見込み）	15 人
令和３年度（計画）	20 人

⑸集団検診後期日程

身近な地域の会館等を活用して、乳がん検診・子宮がん検診を含むがん検診と国保だけに限らない特定健診及び後期高齢者健診等の同日受診を実施し国保だけでなく市民の健康保持増進を図る。令和元年度から市内集団検診に位置づけ、全市民を対象に実施している。

年　度	受診者数	町内会等
令和元年度	211 人	10/9・10　西の里会館 10/11　大曲会館
令和２年度	175 人	10/2　西の里会館 10/6・7　大曲会館
令和３年度 （計画）	180 人	10/6　大曲会館 10/26・27　西の里会館

⑹国保３０歳代健診の実施

特定健診・保健指導の実施年齢は 40 歳から 74 歳までであるが、生活習慣病の実態から若年期からの生活習慣改善が不可欠であることから、30 歳代から特定健診と同様の健診を実施し、早期から健診への理解と関心を広げ、健診意識の定着化を図る。

●受診者見込み

年　度	健診対象者数	受診者数	受診率	保健指導人数
令和元年度	750 人	83 人	11.1%	12 人
令和２年度（見込み）	725 人	56 人	7.7%	７人
令和３年度（計画）	621 人	71 人	11.4%	12 人

健診料金の自己負担額：課税世帯 700 円　非課税世帯 500 円

(7) 糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病治療中者の腎症の悪化等を遅延または阻止することを目的として保健指導対象者を抽出し、本人及びかかりつけ医の同意のもと保健指導を実施する。

また、特定健診結果から糖尿病性腎症に移行する可能性のあるハイリスク者を抽出し、かかりつけ医と連携を図りながら保健指導を実施する。

糖尿病管理台帳を作成し、過去５年間の特定健診で一度でも血糖値が高かった人の治療状況や健診結果等を確認し、必要なアドバイス等を行う。

令和２年度からレセプト情報により糖尿病未治療者、治療中断者に対し医療機関受診を勧奨するはがきを送付する。

●指導実施者見込み

年　度	対象者数	保健指導実施数
令和元年度	糖尿病治療中者から　142 人 特定健診から　82 人 糖尿病管理台帳から　56 人	５人　希望者のみ 49 人 32 人
令和２年度（見込み）	糖尿病治療中者から　146 人 特定健診から　130 人 糖尿病管理台帳から　55 人	14 人　希望者のみ 80 人 44 人
令和３年度（計画）	糖尿病治療中者から　150 人 特定健診から　130 人 糖尿病管理台帳から　55 人	20 人　希望者のみ 80 人 44 人

(8) その他の保健指導

健診結果から、特定保健指導の対象ではないが受診勧奨値以上の重症化予防対象者（未治療者）を抽出し、受診勧奨及び保健指導を実施する。

●指導実施者見込み

年　度	対象者	保健指導実施数
令和元年度	血圧　160/100 以上 LDL　180 以上 尿酸値　8.0 以上 尿たんぱく　（±）以上 eGFR　50 未満 心電図検査で心房細動などの所見あり 眼底検査で高血圧所見あり	444 人/829 人中
令和２年度（見込み）		429 人/800 人中
令和３年度（計画）		600 人/800 人中

４ 保健衛生推進支援事業

健康活動推進事業を自主的に実施する団体や個人、健康づくり・体力づくりを実施する実行委員会等に補助金を交付し健康意識の高揚を図る。

また、市民を対象とした高齢者インフルエンザ・肺炎球菌感染症予防接種事業への補助（負担金の補助）やエイズ対策事業（リーフレット配布による広報）を実施する。

(1)健康推進支援事業

ア　元気フェスティバル補助（元気フェスティバル実行委員会）

～開催費用の 25%を補助（国保加入割合）

年　度	助成金額
令和元年度	250,000 円
令和２年度	０円 ※新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止
令和３年度（見込み）	250,000 円

イ　歩くスキーの集い（体育協会）

年　度	助成金額
令和元年度	159,000 円
令和２年度	103,000 円
令和３年度（見込み）	106,000 円

(2)高齢者インフルエンザ予防対策事業

インフルエンザ予防接種率を向上させ発症を抑制し、国保被保険者の疾病予防のため、健康推進課が実施するインフルエンザ予防接種助成に対し、６５歳以上の国保加入者にかかる助成相当分を負担する。

（接種費用：令和元年度 3,872 円のうち、2,872 円を助成
令和２年度 3,872 円のうち、2,872 円を助成
令和３年度 3,872 円のうち、2,872 円を助成）

年　度	人　数	助成金額
令和元年度	2,299 人	6,602,728 円
令和２年度（見込み）	2,691 人	7,728,552 円
令和３年度（見込み）	2,700 人	7,754,400 円

(3)肺炎球菌感染症予防対策事業

肺炎球菌感染症予防接種により発症及び重症化を抑制するため、健康推進課が平成 26 年度から実施している肺炎球菌感染症予防接種助成に対し、引き続き 65 歳以上の国保加入者にかかる助成相当分を負担する。

（接種費用：8,000 円のうち、5,400 円を助成（令和元年９月まで）
8,148 円のうち、5,548 円を助成（令和元年 10 月から））

年　度	人　数	助成金額
令和元年度	265 人	1,454,532 円
令和２年度（見込み）	280 人	1,553,440 円
令和３年度（見込み）	300 人	1,664,400 円

(4)エイズ対策事業

エイズに関する知識と予防啓発のため、エイズ予防パンフレットを市の成人式における新成人全員に配布する。

年　度	枚数等	内　　容
令和元年度	600 枚	成人式における新成人へエイズ予防パンフの配布（550 枚）及び窓口配備
令和２年度（見込み）	600 枚	成人式における新成人へエイズ予防パンフの配布（500 枚）及び窓口配備 ※R3 年５月開催予定 （新型コロナウイルス感染症の影響により延期）
令和３年度（見込み）	550 枚	成人式における新成人へエイズ予防パンフの配布（500 枚）及び窓口配備

５ 積極的な制度周知と研修機会の充実

(1)広報紙等活用の啓発活動

市民に国保制度の周知徹底を図り、日頃から国保に対する関心を持ってもらうため、広報誌等を活用して市民広報に努めるものとする。

また、随時、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金や減免制度等の情報提供を行う。

ア　啓発用パンフレットの作成と配布

・令和３年度国保税（納税通知書同封）
・国保制度周知用（保険証更新）
・成人式広報（新成人健康保険制度説明）

イ　広報きたひろしま

広報きたひろしまに、国保制度や特定健診情報等国保全般、傷病手当金についての記事を掲載し制度周知に努める。

●広報きたひろしま掲載回数

回　数		内　　容
特集ページ	1	各種健診（特定健診・がん健診）案内
お知らせ	1	保険税率等改定のお知らせほか
お知らせ	随時	受給者証更新案内・減免制度・傷病手当金ほか

ウ　国保情報紙「きたひろしま国保だより」

国保被保険者向け情報誌として「きたひろしま国保だより」を作成し、健診情報や健康保険制度、医療給付情報、減免制度、傷病手当金等の積極的なＰＲに努めるほか、国保会計状況を掲載し医療の給付や財務状況の理解を広げる。（ＨＰへも掲載実施）

●きたひろしま国保だより発行回数

回数	内　　容
1	国保制度（国保各種制度説明）４ページ 被保険者証郵送時同封（７月）

エ　特定健診ニュース

市民向け情報誌として「特定健診ニュース」を作成し、国保の特定健診の積極的な周知に努め、受診率の向上を図る。（ＨＰへも掲載実施）

●特定健診ニュース発行回数

年　度	回数	内　　容
令和元年度	1	特定健診ニュース　４ページ　（１０月）
令和２年度	1	特定健診ニュース　４ページ　（１０月）
令和３年度	1	特定健診ニュース　４ページ　（１０月）

オ　市ホームページ

市のホームページに国保制度の概要等（国保の加入・脱退、国保税の算定方法、国保税の減免・軽減、医療費の請求、一部負担金の減免、特定健診、傷病手当金等）を掲載し国保情報の広報に努める。

また、令和３年３月から開始した、マイナンバーカードの保険証利用について掲載する。

●掲載カテゴリ：国民健康保険・国民健康保険税・特定健康診査

カ　町内会回覧文書

町内会の協力のもと、特に広報が必要なものについて、回覧文書を活用して広報に努める。

回　数	内　　容
３回	特定健診受診勧奨に関する内容

⑵ 研修機会の充実

国保事業従事者のスキルアップを図るため、北海道や国保連合会が主催する研修会等に積極的に参加し、制度に対する理解や情報交換、事務処理システム操作方法等の習熟に努める。

【予定される研修会等】

開催月	会　議　名	主催等	対象者
５月 10 月 ２月	千歳地域保健室管内保健指導担当係長主査会議	北海道 （千歳保健所）	特定健診担当主査
６月	管内国民健康保険事業連絡会議	北海道	給付・賦課担当
７月	市町村保健師リーダー研修会	国保連合会	特定健診担当
	国民健康保険事務研究会	北海道	給付・賦課担当
	国民健康保険料（税）適正算定マニュアル研修会	国保連合会	賦課担当
	国保実務講習会	国保連合会	新任職員
８月	国保データヘルス推進研修会	国保連合会	特定健診担当
	特定健診等データ管理システム研修会	国保連合会	特定健診担当
	国保保健活動研修会	国保連合会	特定健診担当
	北海道市長会国保主管者会議（函館市）	北海道市長会	保険年金課長
	レセプト確認事務講習会	国保連合会	給付担当
９月	管内国民健康保険事務研究会	国保連合会石狩支部	給付・賦課担当
10 月	北海道市長会国民健康保険事務担当者研究会（富良野市）	北海道市長会	給付・賦課担当
	国保保健事業•健康づくり担当課長及び係長合同研修会	北海道	特定健診担当主査
	国民健康保険運営協議会会長研修会	北海道	国保運営協議会会長・国保担当

開催月	会　議　名	主催等	対象者
11 月	道南・道央ブロック１３市国民健康保険事務担当者研究会議（室蘭市）	道南・道央ブロック１３市	給付・賦課担当
	国民健康保険運営協議会委員研修会	国保連合会	国保運営協議会委員・国保担当
	生活習慣病予防対策担当者研修会	国保連合会	特定健診担当
１ 月	国民健康保険国庫支出金等事務研修会	北海道	補助金担当
２ 月	データヘルス計画の推進に係る意見交換会	北海道（千歳保健所）	特定健診担当
３ 月	国保特別講演会	北海道	保険年金課
時期未定	保健指導研修会	北広島市	保健師、栄養士
	第三者行為求償事務講習会	国保連合会	給付担当
	保険料（税）収納率向上対策事務研究会	北海道、国保連合会	賦課・徴収担当

４　推進体制

国民健康保険事業の円滑な推進を図るための推進体制は、次のとおりとする。

関係各課や関係機関等との連携を強化し、円滑な事業実施を図る。

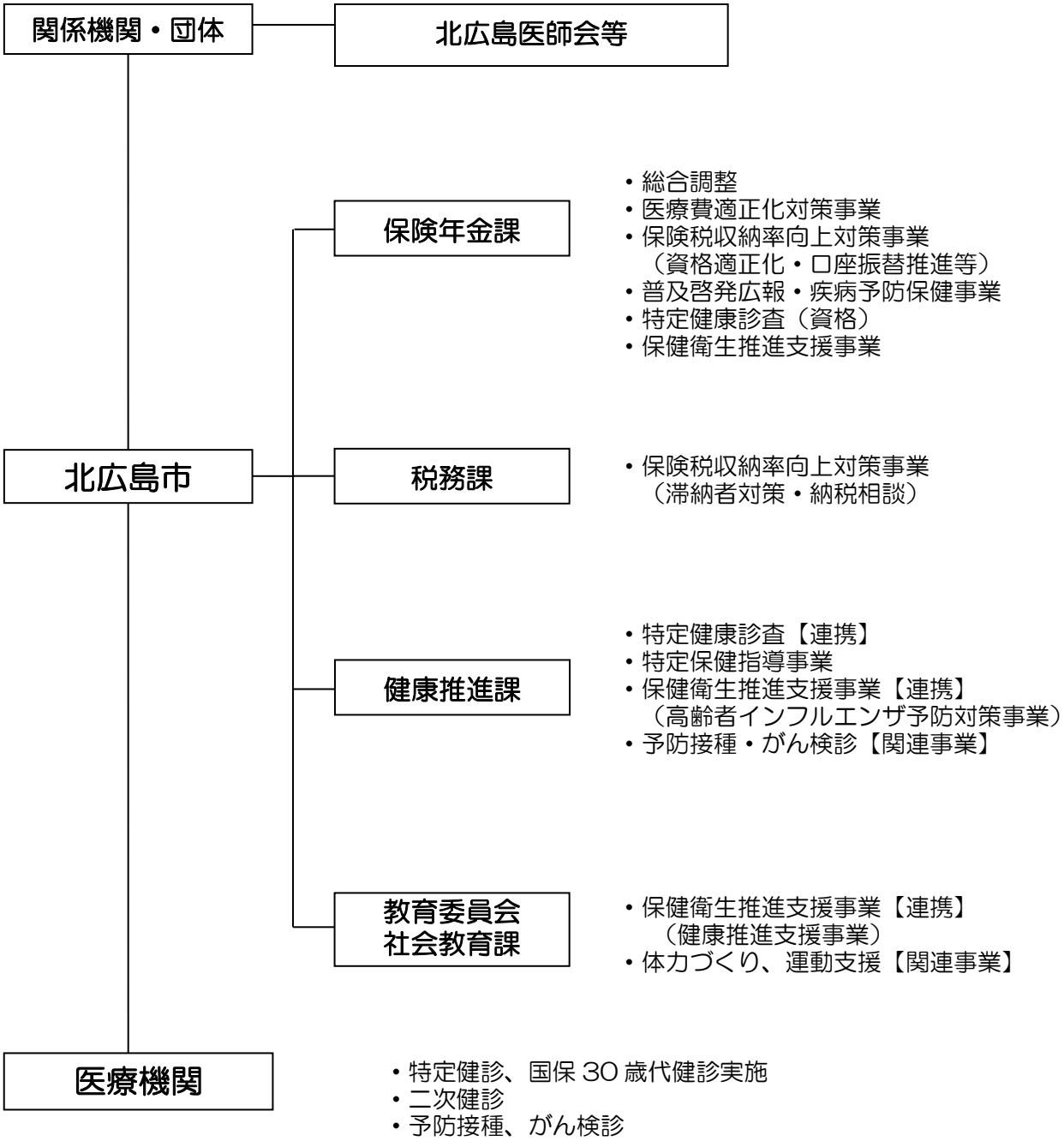

北広島市国民健康保険保健事業実施計画
（第２期データヘルス計画・第３期特定健康診査等実施計画）中間評価（案）

平成 30 年度～令和 5 年度

令和３年３月

北広島市

目次

第１章　基本的事項
Ⅰ　データヘルス計画の概要　・・・２
Ⅱ　中間評価の趣旨　・・・２

第２章　第２期データヘルス計画の中間評価
Ⅰ　被保険者全体の健康水準の評価
１．健康寿命の延伸　・・・３
２．医療費の適正化　・・・３
Ⅱ　中間評価の結果
１．中長期目標、短期目標の進捗状況　・・・５
２．全体評価　・・・７
３．課題　・・・９
４．今後の方向性　・・・９
Ⅲ　個別の保健事業の中間評価と見直し
１．特定健診受診率向上対策　・・・１０
２．特定保健指導　・・・１２
３．糖尿病性腎症重症化予防事業　・・・１４
４．虚血性心疾患・脳血管疾患重症化予防　・・・１６
５．ポピュレーションアプローチ　・・・１８

第３章　特定健診・特定保健指導の中間評価と課題
Ⅰ　目標値に対する進捗状況　・・・１９
Ⅱ　特定健診の実施　・・・１９
Ⅲ　特定保健指導の実施　・・・２０

第４章　中間評価、新たな課題を踏まえた目標値の見直し　・・・２１

第１章　基本的事項

Ⅰ　データヘルス計画の概要

データヘルス計画は、特定健康診査受診結果データや保険者が保有するレセプト（診療報酬明細書）データなどの情報を分析し、加入者の健康づくりや疾病予防、重症化予防等保健事業を実施するための計画です。生活習慣病の発症や重症化を予防することを通じ「健康寿命の延伸」と「医療費・介護費の伸びの抑制を図る」ことを目的としています。

本市では、平成３０年度から令和５年度の６か年計画の第２期データヘルス計画と第３期特定健康診査等実施計画を一体的に策定し、被保険者への保健事業を実施してきました。

Ⅱ　中間評価の趣旨

１．趣旨

計画当初に定めた成果指標に対する達成状況の確認と個別事業に対する中間評価を行い、その結果に基づいた「PDCA サイクル」による管理と必要な対策を実施し、引き続き、被保険者の健康保持増進に向けた事業を実施します。

２．中間評価の方法

第２期データヘルス計画・第３期特定健康診査等実施計画で設定した目標値の進捗状況の把握を中心に評価します。

評価にあたっては、北海道国民健康保険団体連合会（国保連合会）の保健事業支援・評価委員会の支援内容を踏まえます。また、保険者努力支援制度の評価対象となっているストラクチャー・プロセス・アウトプット・アウトカムの４つの視点に基づく評価を行ないます。

評価の4つの視点

ストラクチャー（構造）	～	実施の仕組みや体制（職員の体制、予算、施設・設備状況、他機関との連携体制、社会資源の活用状況等）など
プロセス（過程）	～	健診の実施・通知、保健指導の実施過程（情報収集、アセスメント、問題の分析、目標の設定、指導手段（コミュニケーション、教材を含む）、行動変容ステージ・生活習慣の改善、実施者の態度、記録状況、対象者の満足度等）など
アウトプット（事業実施量）	～	健診受診率、保健指導実施率・継続率など
アウトカム（結果）	～	保健指導前後のリスク要因の変化、翌年のリスク要因の変化、長期的な合併症の発生率低下、医療費の変化など

第２章　第２期データヘルス計画の中間評価

Ⅰ　被保険者全体の健康水準の評価

１．健康寿命の延伸

平均自立期間（要介護２以上）は、男女ともに横ばいで、国平均よりも高く推移しています。

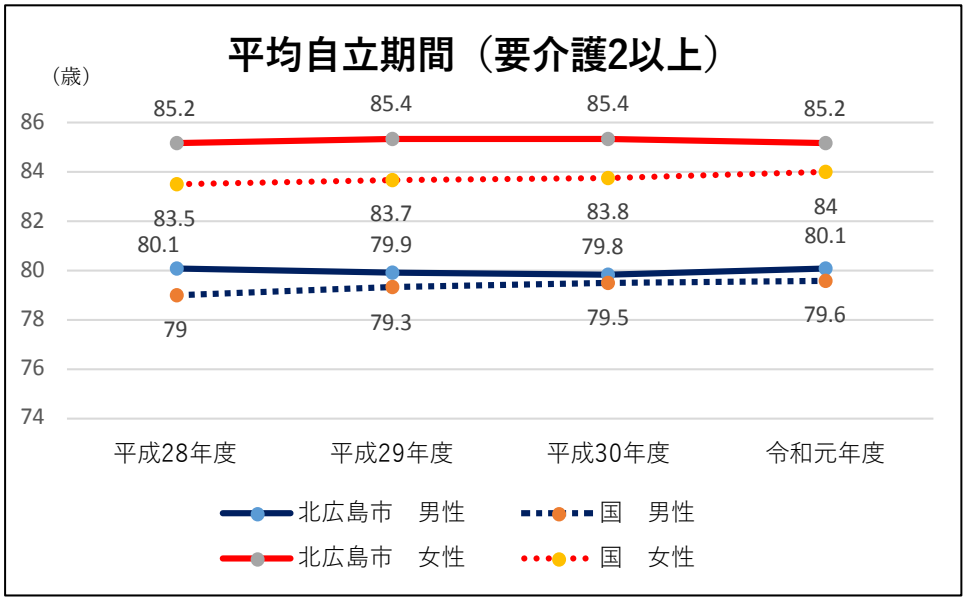

ＫＤＢ健康スコアリングより平均自立期間（要介護２以上）を健康寿命の指標とした

２．医療費の適正化

①一人当たりの医療費

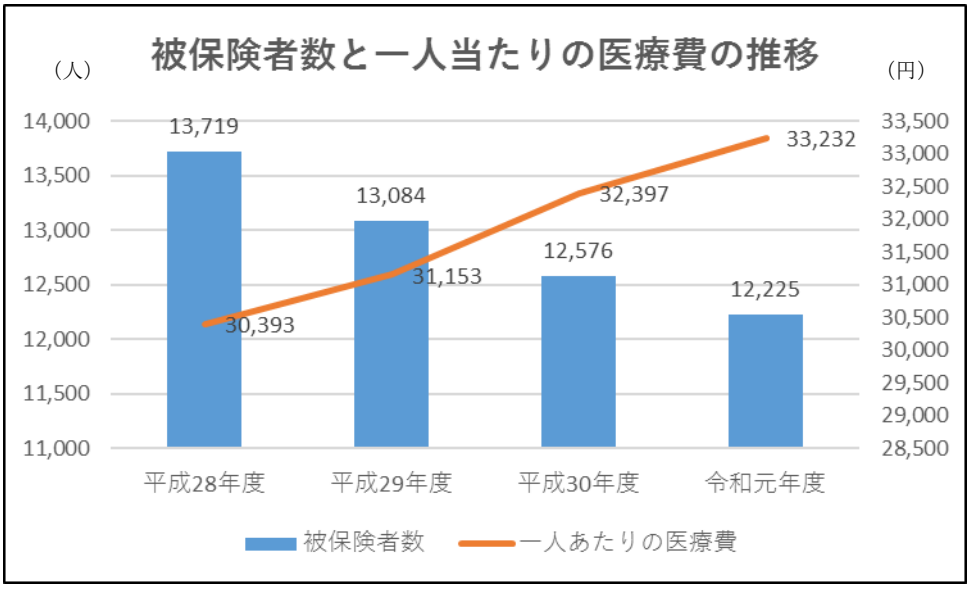

②中長期・短期目標としている疾患の医療費

中長期目標疾患：虚血性心疾患、脳血管疾患、慢性腎不全（透析有）
短期目標疾患　：糖尿病、高血圧、脂質異常症

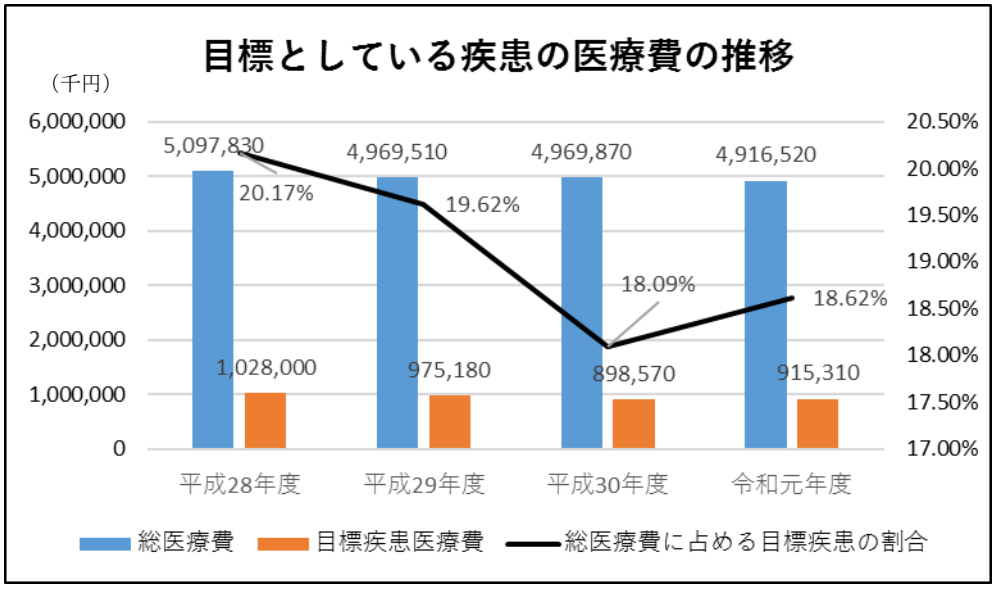

一人当たりの医療費は増加傾向にありますが、本計画の中長期・短期目標としている疾患の医療費は減少傾向にあります。総医療費に占める中長期・短期目標疾患の割合も減少傾向にあります。

Ⅱ　中間評価の結果

１．中長期目標、短期目標の進捗状況

特定健診受診率は年々向上していますが、目標値に達しませんでした。さらなる受診率向上が必要です。短期目標では健診受診者の高血圧・脂質異常症・糖尿病の割合の減少率は目標を達成しています。中長期目標については、脳血管疾患の総医療費に占める割合と糖尿病性腎症による透析者の割合が目標値に達しませ

●目標管理一覧表

<table>
<tr><th colspan="2">関連計画</th><th>健康課題</th><th>達成すべき目的</th><th colspan="2">課題を解決するための目標</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">特定健診等計画</td><td rowspan="12">・特定健診における高血圧、脂質異常の割合が上昇している。
・メタボリックシンドローム該当者が国、道よりも高い。
・介護保険認定者の95.9%が血管疾患を持っている。
・人工透析患者レセプトの28.7%が糖尿病性腎症によるものである。</td><td rowspan="3">特定健診受診率、特定保健指導実施率の向上により、重症化予防対象者を減らす</td><td colspan="2">特定健診受診率60%</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定保健指導実施率60%以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定保健指導対象者　平成20年度比減少率25%（H20 13.4%）</td></tr>
<tr><td rowspan="9">データヘルス計画</td><td rowspan="7">短期的目標</td><td rowspan="7">脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症の発症を予防するために高血圧、脂質異常症、糖尿病、メタボリックシンドローム等の対象者を減らす</td><td rowspan="2">メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合の減少率5%</td><td>予備群</td></tr>
<tr><td>該当者</td></tr>
<tr><td colspan="2">健診受診者の高血圧者の割合の減少率5%(血圧160/100以上)</td></tr>
<tr><td colspan="2">健診受診者の脂質異常者の割合の減少率5%(LDL180以上)</td></tr>
<tr><td colspan="2">健診受診者の糖尿病者の割合の減少率5%(HbA1c6.5以上　治療中7.0以上)</td></tr>
<tr><td colspan="2">糖尿病未治療者を治療に結びつける割合80%以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">糖尿病の保健指導を実施した割合80%以上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">中長期的目標</td><td rowspan="3">脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症による医療費の伸びを抑制する</td><td colspan="2">脳血管疾患の総医療費に占める割合の減少率2%</td></tr>
<tr><td colspan="2">虚血性心疾患の総医療費に占める割合の減少率2%</td></tr>
<tr><td colspan="2">糖尿病性腎症による透析者の割合の減少率10%</td></tr>
<tr><td></td><td>・数量シェアH28年度66.9%</td><td>後発医薬品の使用により、医療費の削減</td><td colspan="2">後発医薬品の使用割合80%</td></tr>
</table>

※中長期目標疾患の評価は、令和２年度の目標と令和元年度の実績の比較です

んでした。脳血管疾患の医療費は徐々に減少傾向にあったものの令和元年度に増加が見られました。重症化予防の対策を継続しつつ今後の推移を見ていく必要があります。糖尿病性腎症による透析者は増加傾向にありますので、透析への移行を防ぐことが必要です。後発医薬品の使用割合は、目標値を達成しています。

	初期値			中間評価値					最終評価値	現状値の
	H28	H29	H30	R1	判定区分	R2	R3	R4	R5	把握方法
目　標		40.0%	42.0%	45.0%	未達成	48.0%	52.0%	56.0%	60.0%	法定報告特定健診・特定保健指導結果（厚生労働省）
実　績	38.5%	37.4%	38.1%	40.3%						
目　標		60.0%	60.0%	61.0%	達成	62.0%	63.0%	64.0%	65.0%	
実　績	59.5%	79.9%	67.2%	65.6%						
目　標		9.2%	9.2%	9.2%	達成	9.1%	9.0%	9.0%	9.0%	
実　績	9.2%	8.6%	8.1%	7.9%						
目　標		10.1%	10.0%	9.9%	未達成	9.8%	9.7%	9.6%	9.6%	北広島市健康推進課
実　績	10.1%	10.3%	10.7%	10.3%						
目　標		17.8%	17.6%	17.6%	未達成	17.4%	17.4%	17.2%	17.1%	
実　績	18.0%	17.3%	17.4%	17.7%						
目　標		4.6%	4.5%	4.5%	達成	4.5%	4.4%	4.4%	4.4%	
実　績	4.6%	3.6%	3.8%	3.5%						
目　標		5.1%	5.0%	5.0%	達成	4.9%	4.9%	4.8%	4.8%	
実　績	5.1%	3.6%	4.8%	4.1%						
目　標		5.4%	5.3%	5.3%	達成	5.2%	5.2%	5.1%	5.1%	
実　績	5.4%	5.8%	5.5%	5.2%						
目　標	－	－	80.0%	80.0%	未達成	80.0%	85.0%	85.0%	85.0%	
実　績	－	88.4%	75.3%	75.7%						
目　標	－	－	80.0%	80.0%	未達成	80.0%	85.0%	85.0%	85.0%	
実　績	－	79.6%	75.3%	51.4%						
目　標					未達成	2.08%			2.06%	KDB ｼｽﾃﾑ
実　績	2.11%	2.30%	1.87%	3.25%						
目　標					達成	2.97%			2.94%	
実　績	3.00%	2.88%	2.90%	2.30%						
目　標					未達成	0.27%			0.25%	
実　績	0.28%	0.31%	0.42%	0.44%						
目　標		70.0%	73.5%	77.0%	達成	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	厚生労働省保険年金課
実　績	66.9%	71.7%	77.2%	79.7%						

２．全体評価

事業実施の仕組みや体制、健診の実施・通知、保健指導の実施過程などは課題解決に向けて概ね目標通り実施できています。

●令和元年度の取組みと課題（全体評価）

目標	課題解決のための目標	最終目標値(R5)	評価における アウトカム (R1 達成度・成果)	評価における プロセス (実践の過程・活動状況)
短期的目標	●特定健診受診率、特定保健指導実施率の向上により、重症化予防対象者を減らす			・AI を活用し、本人の心理特性に応じた勧奨 ・職場健診や人間ﾄﾞｯｸ、定期通院中の人に対するかかりつけ医情報提供書受領 ・特定健診ﾆｭｰｽや町内会回覧、広報紙周知 ・健診結果、検査データをもとに対象者を選定し特定保健指導の実施
	特定健診受診率	60.0%	40.3%	
	特定保健指導実施率	65.0%	65.6%	
	特定保健指導対象者平成 20 年度比減少率 25%(H20 13.4%)	9.0%	7.9%	
	●脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症の発症を予防するために高血圧、脂質異常症、糖尿病、メタボリックシンドローム等の対象者を減らす ●メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合の減少率 5%	(該当者) 17.1% (予備群) 9.6%	(該当者) 17.7% (予備群) 10.3%	・健診結果に基づき、生活習慣病予防のための保健指導対象者を抽出。保健指導対象者が代謝等の体のメカニズムと生活習慣の関係を理解し、生活習慣の改善を自ら選択し行動変容できる保健指導を実施
	健診受診者の高血圧者(160/100 以上)の割合の減少率 5%	4.4%	3.5%	
	健診受診者の脂質異常者(LDL180 以上)の割合の減少率 5%	4.8%	4.1%	
	健診受診者の糖尿病者(HbA1c6.5 以上　治療中 7.0 以上)の割合の減少率 5%	5.1%	5.2%	
	糖尿病未治療者を治療に結びつける割合 80%以上	85.0%	75.7%	
	糖尿病の保健指導を実施した割合 80%以上	80.0%	51.4%	
中長期的目標	●脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症による医療費の伸びを抑制する			・健診結果の眼底検査で高血圧性変化の所見の人、心電図検査で心筋虚血を推測できる所見の人に対して、医療受診が必要な方には受診勧奨を行ない、治療中の人へは医療機関と連携し重症化予防のための保健指導を実施 ・糖尿病性腎症重症化予防事業を実施し、３～６カ月の継続した指導を実施
	脳血管疾患の総医療費に占める割合の減少率 2%	2.06%	3.25%	
	虚血性心疾患の総医療費に占める割合の減少率 2%	2.94%	2.30%	
	糖尿病性腎症による透析者の割合の減少率 10%	0.25%	0.44%	
	後発医薬品の使用割合 80%	80.0%	79.7%	・先発医薬品から切り替えた場合の自己負担の　差額を通知。後発医薬品が低価格であること、合わせて安全であることを周知 ・全世帯へ毎年、保険証やお薬手帳に貼付し意思表示できるシールを配布

４つの指標		残された課題
アウトプット （保健事業の実施量）	ストラクチャー （事業実施のための体制等）	
・受診勧奨（ 9 月）A4 圧着葉書 （11 月）葉書・かかりつけ医情報提供書 ・特定健診ニュースの発行や町内会回覧・広報紙による周知 ・55ﾄﾞｯｸ(55 歳到達者に特定健診とがん検診の無料券を送付)	・健康推進課・保険年金課（月１回特定健診に関する打ち合わせを実施） ・委託機関（実施前後の打ち合わせを実施）	・特定健診受診率は年々向上しており、受診率向上対策の効果がみられた しかし、目標値に達しておらず、6 割の人は未受診である
・保健指導対象者の抽出（随時） ・重症化予防対象者介入数 （平成 30 年度）574 人 （令和元年度） 499 人 ・糖尿病性腎症重症化予防介入数 （平成 30 年度）108 人 （令和元年度） 86 人 ・医療と連携した糖尿病性腎症重症化予防事業 延べ 14 人 ・医療と連携した栄養指導実施数 5 件 ・腎臓内科医による講話及び個別相談 （腎の学習会）2 回 22 人	・健康推進課の保健師・管理栄養士が、特定健診システム(ﾏﾙﾁﾏｰｶｰ)、あなみツール等を活用し、保健指導対象者を抽出。保健指導教材等の準備を効率的に実施 ・各地区の保健師・管理栄養士が KDB を活用した保健指導を実施。事前に治療状況を把握した上で、それに合わせた指導を実施 ・指導実施後、医療受診が必要な者が、受診勧奨後、必要な検査や治療が受けられたか、また治療中断者等の対象の把握を実施 ・健康推進課の保健師・管理栄養士がかかりつけ医からの指示書に基づき保健指導を実施。指導結果についてかかりつけ医へ情報提供を実施 ・かかりつけ医からの依頼で栄養指導を実施 ・腎臓内科医と連携し、市民を対象とした腎の学習会を実施	・中長期的目標である脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症による透析を予防するため、実態を詳細に把握し、分析に基づく具体的対策を検討 ・メタボリックシンドロームが減少していない実態から、より効果的な保健指導の在り方の検討 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した保健指導の継続が必要 ・仕事等で面談ができない対象者への支援方法 ・国保の保健事業と後期高齢者保健事業の連続した事業展開（高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施）の効果的な事業実施 ・事業や個々の事例を通して、医療との連携を図り深めていく
・後発医薬品利用差額通知件数 （平成 30 年度）4 回 1,914 件 （令和元年度） 4 回 1,555 件 ・後発医薬品希望シール配布枚数 （平成 30 年度）10,000 枚 （令和元年度） 10,000 枚	・保険年金課・健康推進課 ・委託機関	・今後も取り組みを継続し、医療費の削減に努める必要がある

３．課題

第 2 期データヘルス計画中間評価では、以下の 4 点を課題とします。

・特定健康診査受診率は伸びているものの、目標値に達していない。
・メタボリックシンドローム該当者、予備群の減少率が低い。
・脳血管疾患の医療費が増加傾向にある。
・糖尿病の重症化による透析者が増加している。

4 つの課題については、引き続き課題と認識したうえで、計画後半の各事業を推進していく必要があります。

４．今後の方向性

第 2 期データヘルス計画であげた課題及び対策の方向性については、計画後半でも引き続き実施します。

対策の方向性に基づく個別事業については、事業ごとに評価を行い、見直しが必要な事業は見直しを実施します。

Ⅲ　個別の保健事業の中間評価と見直し

１．特定健診受診率向上対策

①　取組と評価

<table>
<tr><td>目的</td><td>メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病発症や重症化予防を図るため、特定健診の受診率を向上させる
※メタボリックシンドロームとは　～　内臓脂肪の蓄積により、高血糖、脂質異常症（高中性脂肪または低 HDL コレステロール血症）、高血圧などの動脈硬化の危険因子を重複して持っている状態</td></tr>
<tr><td>目標</td><td>特定健診の受診率向上（法定報告値）
<table>
<tr><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td><td>令和 3 年度</td><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td></tr>
<tr><td>42.0%</td><td>45.0%</td><td>48.0%</td><td>52.0%</td><td>56.0%</td><td>60.0%</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>評価
（実績）</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>特定健診受診率</td><td>かかりつけ医情報提供書受領数</td><td>40 歳・50 歳代の受診率</td><td>継続受診率</td></tr>
<tr><td>平成 29 年度</td><td>37.4%</td><td>414 件</td><td>17.1%</td><td>67.8%</td></tr>
<tr><td>平成 30 年度</td><td>38.1%</td><td>428 件</td><td>17.5%</td><td>71.0%</td></tr>
<tr><td>令和元年度</td><td>40.3%</td><td>464 件</td><td>20.4%</td><td>72.6%</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>対象者</td><td>市国保加入者の４０～７４歳</td></tr>
<tr><td>実施
内容</td><td>①個別勧奨通知
＜平成 30 年度＞
・継続受診勧奨　過去 5 年間に受診歴のある人に対し受診勧奨　7 月 5,231 件
・過去 1 度も受診したことがない人に受診勧奨　11 月 2,824 件
・かかりつけ医情報提供書の提出の勧奨　11 月 3,843 件
＜令和元年度＞
・AI を活用して対象者の心理特性を 4 つ分類し、その特性に応じた文書を送付
9 月　7,914 件
（連続受診者 1,360 名件、不定期受診者 2,017 件、未経験者 4,537 件）
11 月 4,391 件
（ 連続受診者 984 件、不定期受診者 1,471 件 、未経験者 1,936 件）
・かかりつけ医情報提供書の提出の勧奨　11 月　2,855 件
②電話勧奨
＜平成 30 年度＞　60～70 歳代の人　12 月 2,000 件
＜令和元年度＞　AI によるデータ分析により受診率予測値（受診確率）の高いとされた対象者　12～１月　3,000 件
③広報等による周知
・広報にがん検診等の情報と合わせた健診特集記事掲載
・特定健診ニュース発行　10 月　・町内会回覧　年 3 回</td></tr>
<tr><td>実施
体制</td><td>健康推進課と保険年金課で月 1 回程度、特定健診に関する打合せを実施。随時データ等のやり取りをして連携。委託業者と事業実施前後に打合せを実施</td></tr>
</table>

課題等	特定健診受診率は年々向上し、課題となっていた定期通院者の受診数、若年者の受診率、継続受診率も増加していることから、受診率向上対策の効果がみられている。 しかし、目標値には達しておらず、約６割の人は未受診である。

②　目標達成に向けての取組と改善点

特定健診受診率向上対策は、対象者の特性に沿った受診勧奨が効果的であったため、引き続き、継続受診率、若年者の受診率、定期通院者に重点を置き、受診率向上を目指します。

勧奨通知の内容については、市民に注目されるものになるよう適宜見直しながら実施します。

また、受診勧奨の方法として、携帯電話を使ったショートメールによるお知らせなど情報通信技術を活用した勧奨方法について検討します。

被保険者が健診の意義を理解し自己の健康管理に役立てるために、保健指導の場面において直接働きかける取組みを継続します。

２．特定保健指導

①　取組と評価

<table>
<tr><td>目的</td><td>メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病発症や重症化予防を図る</td></tr>
<tr><td>目標</td><td>・特定保健指導の実施率向上（法定報告値）
<table>
<tr><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td><td>令和 3 年度</td><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td></tr>
<tr><td>60.0%</td><td>61.0%</td><td>62.0%</td><td>63.0%</td><td>64.0%</td><td>65.0%</td></tr>
</table>
・メタボリックシンドローム該当者の割合
平成 30 年度：17.6%　令和元年度：17.6%</td></tr>
<tr><td>評価
(実績)</td><td>・特定保健指導の実施率(法定報告値) 平成 30 年度:67.2%　令和元年度:65.6%
・メタボリックシンドローム該当者の割合
平成 30 年度：17.4%　令和元年度：17.7%</td></tr>
<tr><td>対象者</td><td>市国保加入者の４０～７４歳のうち、下記の表に該当するもの
<table>
<tr><td rowspan="2">腹囲/BMI</td><td>追加リスク</td><td rowspan="2">喫煙歴(注)</td><td colspan="2">対象</td></tr>
<tr><td>①血糖②脂質③血圧</td><td>40 歳-64 歳</td><td>65 歳-74 歳</td></tr>
<tr><td rowspan="3">≧85cm(男性)
≧90cm(女性)</td><td>2 つ以上該当</td><td></td><td rowspan="2">積極的
支援</td><td rowspan="3">動機付け
支援</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1 つ該当</td><td>あり</td></tr>
<tr><td>なし</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">上記以外で
BMI≧25</td><td>3 つ該当</td><td></td><td rowspan="2">積極的
支援</td><td rowspan="4">動機付け
支援</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2 つ該当</td><td>あり</td></tr>
<tr><td>なし</td><td></td></tr>
<tr><td>1 つ該当</td><td></td><td></td></tr>
</table>
(注)喫煙歴の欄の斜線は、階層化の判定が喫煙歴の有無と無関係であることを意味する
※追加リスクの基準値は　①血糖:空腹時血糖が 100mg/dl 以上、または HbA1c(NGSP 値)5.6%以上(空腹時血糖及び HbA1c(NGSP 値)の両方を測定している場合には、空腹時血糖の値を優先。)　②脂質：中性脂肪 150mg/dl 以上、または HDL ｺﾚｽﾃﾛｰﾙ 40mg/dl 未満 ③血圧：収縮期血圧 130mmHg 以上、または拡張期血圧 85mmHg 以上</td></tr>
<tr><td>実施
内容</td><td>健診結果説明会または家庭訪問で初回面接を行い、初回面接実施後 3 カ月以降に対象者へ身体変化や生活習慣改善等の評価を行う
対象者自らが自分の体に起こっている変化を理解し、生活習慣の改善点を自覚できるよう、また、行動目標を設定し、目標達成への取組みができるよう支援する
①特定保健指導対象者
平成 30 年度　対象数　306 人　　指導数　224 人
令和元年　　対象数　317 人　　指導数　183 人
※法定報告の対象数と指導数と違いがあるのは、年度途中資格喪失者や転出者等も含むため</td></tr>
<tr><td>実施
体制</td><td>健康推進課の保健師・管理栄養士</td></tr>
</table>

課題等	・メタボリックシンドローム該当者と予備群の割合が減少していない ・仕事等で面談ができない対象者がいる ・新型コロナウイルス感染症の拡大状況の見通しが立たないことから、事業の縮小や対象者の面談への不安により、保健指導実施率が低下する可能性がある

②　目標達成に向けての取組と改善点

特定保健指導の実施率は、目標を達成しています。

さらに実施率を向上させるために、引き続き感染症予防に考慮した保健指導に努め、仕事等で面談ができない対象者に合わせて保健指導が実施できるように日時の設定を検討します。また、情報通信技術を活用した保健指導について検討を行います。

メタボリックシンドローム該当者と予備群の割合が減少していないことから、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して、行動変容と自己管理を実践できるよう、専門職の知識・技術の向上を図ります。

３．糖尿病性腎症重症化予防事業

①　取組と評価

<table>
<tr><td>目的</td><td>糖尿病の重症化を予防し、腎不全、人工透析への移行を防止する</td></tr>
<tr><td>目標</td><td>・健診受診者の糖尿病者の割合が減少する
・糖尿病性腎症による透析者が減少する
・糖尿病の保健指導実施率を向上し、糖尿病未治療者を治療に結び付ける</td></tr>
<tr><td>評価
（実績）</td><td>①保健指導の実施
・特定健診結果で HbA1c が 6.5%以上となった人に対する保健指導数
平成 30 年度：対象数 75 人　保健指導数 70 人（指導率 93%）
令和元年度：対象数 82 人　保健指導数 49 人（指導率 60%）
・糖尿病管理台帳から未治療、治療中断が判明した人に対する保健指導数
平成 30 年度：対象数 42 人　保健指導数 34 人（指導率 81%）
令和元年度：対象数 56 人　保健指導数 32 人（指導率 57%）
・糖尿病性腎症の治療中者に対する保健指導数（希望者）
平成 30 年度：4 人　／　令和元年度：5 人
②健診受診者の糖尿病者の割合
平成 30 年度：5.5%　／　令和元年度：5.2%
③糖尿病性腎症による透析者の割合
平成 30 年度 0.42%　／　令和元年度 0.44%
④糖尿病罹患者からの新規透析導入数
平成 30 年度：8 人　／　令和元年度：8 人
⑤透析患者数の推移（5 月レセプトより）
<table>
<tr><td></td><td colspan="2">国保　透析患者</td><td colspan="2">＜参考＞後期高齢者　透析患者</td></tr>
<tr><td></td><td>人数</td><td>被保険者に対する割合</td><td>人数</td><td>被保険者に対する割合</td></tr>
<tr><td>平成 28 年度</td><td>20 人</td><td>0.15%</td><td>105 人</td><td>1.38%</td></tr>
<tr><td>平成 29 年度</td><td>21 人</td><td>0.16%</td><td>97 人</td><td>1.20%</td></tr>
<tr><td>平成 30 年度</td><td>22 人</td><td>0.17%</td><td>91 人</td><td>1.09%</td></tr>
<tr><td>令和元年度</td><td>24 人</td><td>0.19%</td><td>107 人</td><td>1.22%</td></tr>
<tr><td>令和 2 年度</td><td>19 人</td><td>0.15%</td><td>97 人</td><td>1.06%</td></tr>
</table>
⑥糖尿病未治療者を治療に結び付ける割合
平成 30 年度：75.3%　／　令和元年度：51.4%人</td></tr>
<tr><td>対象者</td><td>市国保加入者の４０～７４歳</td></tr>
<tr><td>実施
内容</td><td>以下の対象者を特定健診結果およびレセプトデータから抽出し、糖尿病が重症化するリスクが高い未治療者、治療中断者へ受診勧奨および保健指導を実施
①特定健診結果で HbA1c が 6.5%以上となった人
②過去 5 年間の特定健診結果で一度でも HbA1c が 6.5%以上となった人を掲載した糖尿病管理台帳を作成。医療受診状況を年 1 回確認し、未治療、治療中断が判明した人
③糖尿病性腎症があり治療中者の人で、保健指導を希望した人</td></tr>
</table>

実施 体制	健康推進課の保健師・管理栄養士 医師会・かかりつけ医
課題等	・糖尿病性腎症治療中者に対する保健指導は、希望者が少なく、かつ生活習慣に課題がある希望者が少ない ・透析患者の割合は、国保加入者では横ばいである 　後期高齢者の透析患者の割合は減少していることから、若い年齢から糖尿病等の重症化予防を図ることで、後期高齢者の透析予防につながっていると考えられる ・保健指導数は、新型コロナウィルス感染症拡大により、保健指導事業の縮小や対象者の面談への不安から減少した

②　目標達成に向けての取組と改善点

糖尿病は自覚症状が少ないため、治療につながりにくく中断しやすいという特徴がありますので、これまでと同様に、特定健診結果やレセプトデータを活用し、未治療者、治療中断者に対象者を絞って支援を実施します。

目標管理一覧（Ｐ５～６）より、糖尿病未治療者を治療に結びつける割合が 75%以上となっていることから、目標値の 85%以上を目指して事業を継続します。

保健指導の方法については、コロナ禍においても効果的に実施できる方法を検討します。

糖尿病性腎症の治療中者に対し、希望者を対象に保健指導を実施しましたが、肥満や過食など生活習慣に課題がある人からの希望が少なかったため、保健指導による解決ができず、効果的な事業になっていませんでした。かかりつけ医と連携し、保健指導によって改善が期待できる対象者を選定する仕組みを作り、効果的な対象者に保健指導を実施します。

糖尿病などの生活習慣病や腎機能の低下などは自覚症状が乏しく、健診で判明することが多いため、重症化予防を図るためには特定健診受診率の向上が必要です。

４　虚血性心疾患・脳血管疾患重症化予防

１．取組と評価

<table>
<tr><td>目的</td><td>虚血性心疾患・脳血管疾患の重症化を予防し、医療費の伸びを抑制する</td></tr>
<tr><td>目標</td><td>虚血性心疾患・脳血管疾患の総医療費に占める割合を減少する</td></tr>
<tr><td>評価
（実績）</td><td>①特定健診結果で、虚血性心疾患・脳血管疾患発症の危険因子（高血圧、糖尿病、脂質異常、心房細動等）があった人に対する保健指導数
平成 30 年度：対象数 764 人　保健指導数 575 人（指導率 75.3%）
令和元年度　：対象数 843 人　保健指導数 444 人（指導率 52.7%）
②高血圧管理台帳から未治療、治療中断が判明した人に対する保健指導数
平成 30 年度：対象数　50 人　保健指導数 20 人（指導率 40.0%）
令和元年度　：対象数　22 人　保健指導数 13 人（指導率 59.1%）
③虚血性心疾患・脳血管疾患の総医療費に占める割合
虚血性心疾患　平成 30 年度 2.90%　／　令和元年度 2.30%
脳血管疾患　　平成 30 年度 1.87%　／　令和元年度 3.25%
④虚血性心疾患・脳血管疾患の新規患者数の推移（KDB より）
<table>
<tr><td></td><td>平成
28 年度</td><td>平成
29 年度</td><td>平成
30 年度</td><td>令和
元年度</td><td>評価</td><td>（参考）
令和
元年度
同規模</td></tr>
<tr><td>虚血性心疾患（狭心症）の新規患者数（千人当たり）</td><td>6.214</td><td>8.395</td><td>6.517</td><td>4.680</td><td>減少</td><td>3.060</td></tr>
<tr><td>脳血管疾患（脳梗塞）の　新規患者数（千人当たり）</td><td>3.107</td><td>－</td><td>－</td><td>3.588</td><td>増加</td><td>2.748</td></tr>
</table>
※脳血管疾患（脳梗塞）の患者数（千人当たり）平成 29 年度、平成 30 年度の記載がないのは、新規患者数の上位 10 疾患に入らなかったことを意味する。</td></tr>
<tr><td>対象者</td><td>市国保加入者の４０～７４歳</td></tr>
<tr><td>実施
内容</td><td>以下の対象者を特定健診結果から抽出し、虚血性心疾患・脳血管疾患が重症化するリスクが高い未治療者、治療中断者へ受診勧奨および保健指導を実施
①特定健診結果で、虚血性心疾患・脳血管疾患発症の危険因子（高血圧、糖尿病、脂質異常、心房細動等）がある人
②過去 5 年間の特定健診結果で一度でもⅡ度高血圧(160/100mmHg)以上となった人を掲載した高血圧管理台帳を作成。医療受診状況を年 1 回確認し、未治療、治療中断が判明した人（後期高齢者医療保険に移行した人も含む）
③過去 5 年間の特定健診結果で一度でも心電図検査で心房細動の所見があった人を掲載した心房細動管理台帳を作成。医療受診状況を年 1 回確認し、未治療、治療中断が判明した人（後期高齢者医療保険に移行した人も含む）</td></tr>
<tr><td>実施体制</td><td>健康推進課の保健師・管理栄養士</td></tr>
</table>

課題等	・脳血管疾患の総医療費に占める割合が上昇している ・脳血管疾患（脳梗塞）の新規患者数（千人当たり）は増加しており、同規模比較しても多い ・虚血性心疾患（狭心症）の新規患者数（千人当たり）は、平成 28 年度と比較すると減少しているが、同規模比較するとまだ多い状況である ・保健指導数は、新型コロナウィルス感染症拡大により、保健指導事業の縮小や対象者の面談への不安から減少した

２．目標達成に向けての取組と改善点

脳血管疾患、虚血性心疾患を予防するため、実態を詳細に把握し、分析に基づく具体的対策を検討していく必要があります。

脳血管疾患の重症化を予防するには、高血圧が最も重要な危険因子です。健診受診者の高血圧者の割合の減少率は、目標を達成しているものの（目標管理一覧Ｐ５～６）、脳血管疾患の新規患者数は増加しています。このことから、脳血管疾患となる背景には健診を受診していない方が多いと考えられます。引き続き特定健診受診率の向上に向けた取り組みを行ないながら、早期に脳血管疾患の危険因子を把握し、保健指導を実施します。

虚血性心疾患の新規患者数は減少しているものの同規模と比較するとまだ多い状況です。虚血性心疾患の重症化を予防するには、心電図検査が重要な検査の一つあることから、心電図検査の結果をわかりやすく伝え、引き続き、高血圧、糖尿病、脂質異常症に関する血液検査データの改善に向けた保健指導を実施します。

保健指導の方法については、コロナ禍においても効果的に実施できる方法を検討します。

５．ポピュレーションアプローチ

<table>
<tr><th>実施方法</th><th>R1 実績</th><th>内容</th><th>評価と課題</th></tr>
<tr><td>出前健康講座</td><td>年 17 回</td><td rowspan="4">生活習慣病の重症化により医療費や介護費用等の社会保障費の増大につながっている実態や、その背景にある健診受診率、治療の状況、生活習慣などについて周知し、予防に向けた啓発を行う</td><td rowspan="4">健診の必要性を理解し、自己の健康管理に役立ててもらうことが必要である
今後も機会をとらえて周知、啓発していく</td></tr>
<tr><td>健康情報展</td><td>年 1 回</td></tr>
<tr><td>健康づくり推進員養成講座</td><td>年 3 日間</td></tr>
<tr><td>介護予防事業（健康運動教室など）</td><td>年 8 コース</td></tr>
<tr><td>広報紙</td><td>5 月 1 日号</td><td rowspan="2">特定健診等の制度や実施内容について掲載する</td><td rowspan="2">特定健診の受け方等について情報源となっている
今後もよりわかりやすい内容となるよう工夫に努める</td></tr>
<tr><td>ホームページ</td><td>年度初め</td></tr>
<tr><td>町内会回覧</td><td>年 3 回</td><td rowspan="2">特定健診の受け方、検査内容、各町内会別の受診率、健診を活用した健康づくりの情報等を掲載する</td><td rowspan="2">特定健診を受けることのメリットや身近な地区の受診率、生活習慣病を予防する食事や運動に関する記事に反響が多い
今後もよりわかりやすい内容となるよう工夫に努める</td></tr>
<tr><td>特定健診ニュース</td><td>年 1 回発行
広報折り込み</td></tr>
</table>

第 3 章　特定健診・特定保健指導の中間評価と課題

Ⅰ　目標値に対する進捗状況

特定健診受診率、特定保健指導実施率ともに上昇しています。

特定健診受診率については目標に達していないため、さらなる向上が必要です。

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	国の目標
特定健診受診率	目標		40.0%	42.0%	45.0%	48.0%	52.0%	56.0%	60.0%	60.0%
	実績	38.5%	37.4%	38.1%	40.3%					
特定保健指導実施率	目標		60.0%	60.0%	61.0%	62.0%	63.0%	64.0%	65.0%	60.0%
	実績	59.5%	79.9%	67.2%	65.6%					

Ⅱ　特定健診の実施

	内容	評価と課題
実施方法	市内 18 医療機関と市外 4 健診センターに委託 （平成 30 年度健診実施期間の拡大～札幌北辰病院） 個別健診または集団健診	健診実施機関が増え、受診者の利便性が増した
特定健診委託基準	高齢者の医療の確保に関する法律第 28 条及び実施基準第 16 条第 1 項に基づく	－
特定健診実施項目	国が定める項目に加え、心血管疾患の発症予防及び重症化予防の観点から市独自の検査項目（血清クレアチニン・尿酸・尿潜血等）を実施	市独自の検査項目を実施することで、より心血管疾患の発症・重症化予防につながっている
対象者	特定健診の対象者である 40～74 歳に加え、生活習慣病の中長期的な予防を目指し 30～39 歳も対象者としている	若いうちからの健康づくりにつながっている
健診実施機関リスト	特定健診受診券および北広島市のホームページに掲載	健診実施機関を知る機会となっている
健診委託単価 自己負担額	健診委託単価：健診項目を基に定める 自己負担額：700 円または 500 円	健診を受診しやすい自己負担額設定になっている
代行機関	特定健診にかかる費用（自己負担額を除く）の請求・支払いの事務処理を国保連合会に委託	請求や支払いの事務処理を円滑に実施している

	内容	評価と課題
健診の案内方法 健診実施スケジュール	対象者全員に毎年度 5 月末に受診券を郵送 受診券には有効期間、健診項目、実施形態、実施期間等を記載。また、健診の流れを記載したリーフレットと、がん検診等のお知らせを同封 健診の実施期間は６月～翌年２月まで	対象者全員に健診受診券を送ることで、健診の周知となっているリーフレット等はわかりやすく工夫していく
特定健診受診とみなすデータ受領	・かかりつけ医で行う血液検査等の検査データに、不足分の特定健診の検査項目を補完し、そのデータを受領する ・職場健診や個人で実施した人間ドック等の結果のコピーを受領	・通院中のため特定健診を受診しないという方が多いため、データ受領によるみなし健診は受診率向上につながっている ・十分な周知が必要

Ⅲ　特定保健指導の実施

	内容	評価と課題
対象者	特定健診の結果、腹囲・血糖値等が基準数値を上回る方のうち、糖尿病、脂質異常症または高血圧症の治療に係る内服をしている方を除いた人	－
実施方法・場所 時期・支援方法	地区会館等で実施する結果説明会または訪問で初回面接を実施し、３～６カ月後に評価（標準的な健診・保健指導プログラムに示された方法や期間で実施）	健診データの見方や生活習慣の改善方法の理解につながっている 感染症予防対策を考慮した支援を継続する

第４章　中間評価、新たな課題を踏まえた目標値の見直し

平成 30 年度以降に保険者努力支援制度の指標に追加された健診受診者の HbA1c 8.0%以上の未治療者の割合減少と５つのがん検診（胃がん、肺がん、大腸がん、

関連計画		達成すべき目的	課題を解決するための目標			初期値 H28	H29
特定健診等計画		特定健診受診率、特定保健指導実施率の向上により、重症化予防対象者を減らす	特定健診受診率 60%		目　標		40.0%
					実　績	38.5%	37.4%
			特定保健指導実施率 60%以上		目　標		60.0%
					実　績	59.5%	79.9%
			特定保健指導対象者　平成 20 年度比減少率 25%（H20 13.4%）		目　標		9.2%
					実　績	9.2%	8.6%
データヘルス計画	短期的目標	脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症の発症を予防するために高血圧、脂質異常症、糖尿病、メタボリックシンドローム等の対象者を減らす	メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合の減少率 5%	予備群	目　標		10.1%
					実　績	10.1%	10.3%
				該当者	目　標		17.8%
					実　績	18.0%	17.3%
			健診受診者の高血圧者の割合の減少率 5%(血圧 160/100 以上)		目　標		4.6%
					実　績	4.6%	3.6%
			健診受診者の脂質異常者の割合の減少率 5%(LDL180 以上)		目　標		5.1%
					実　績	5.1%	3.6%
			健診受診者の糖尿病者の割合の減少率 5%(HbA1c6.5%以上　治療中 7.0%以上)		目　標		5.4%
					実　績	5.4%	5.8%
			健診受診者の HbA1c8.0%以上の未治療者の割合の減少		目　標		
					実　績		
			糖尿病未治療者を治療に結びつける割合 80%以上		目　標	－	－
					実　績	－	88.4%
			糖尿病の保健指導を実施した割合 80%以上		目　標	－	－
					実　績	－	79.6%
	中長期的目標	脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症による医療費の伸びを抑制する	脳血管疾患の総医療費に占める割合の減少率 2%		目　標		
					実　績	2.11%	2.30%
			虚血性心疾患の総医療費に占める割合の減少率 2%		目　標		
					実　績	3.00%	2.88%
			糖尿病性腎症による透析者の割合の減少率 10%		目　標		
					実　績	0.28%	0.31%
		後発医薬品の使用により、医療費の削減	後発医薬品の使用割合 80%		目　標		70.0%
					実　績	66.9%	71.7%
		がんの早期発見・早期治療	**５つのがん検診（胃、肺、大腸、子宮頸、乳）の平均受診率**		目　標		
					実　績		

子宮頸がん、乳がん）の平均受診率について、令和２年度より目標値を設定して取り組みます。

	中間評価値				最終評価値	現状値の把握方法
H30	R1	R2	R3	R4	R5	
42.0%	45.0%	48.0%	52.0%	56.0%	60.0%	法定報告 特定健診・特定保健指導結果 （厚生労働省）
38.1%	40.3%					
60.0%	61.0%	62.0%	63.0%	64.0%	65.0%	
67.2%	65.6%					
9.2%	9.2%	9.1%	9.0%	9.0%	9.0%	
8.1%	7.9%					
10.0%	9.9%	9.8%	9.7%	9.6%	9.6%	北広島市 健康推進課
10.7%	10.3%					
17.6%	17.6%	17.4%	17.4%	17.2%	17.1%	
17.4%	17.7%					
4.5%	4.5%	4.5%	4.4%	4.4%	4.4%	
3.8%	3.5%					
5.0%	5.0%	4.9%	4.9%	4.8%	4.8%	
4.8%	4.1%					
5.3%	5.3%	5.2%	5.2%	5.1%	5.1%	
5.5%	5.2%					
		0.25%	**0.25%**	**0.20%**	**0.15%**	
	0.30%					
80.0%	80.0%	80.0%	85.0%	85.0%	85.0%	
75.3%	75.7%					
80.0%	80.0%	80.0%	85.0%	85.0%	85.0%	
75.3%	51.4%					
		2.08%			2.06%	KDB ｼｽﾃﾑ
1.87%	3.25%					
		2.97%			2.94%	
2.90%	2.30%					
		0.27%			0.25%	
0.42%	0.44%					
73.5%	77.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	厚生労働省 保険年金課
77.2%	79.7%					
		今後公表される地域保健・健康増進事業報告結果より国保被保険者の受診率を把握し、目標と実績値を追加する				北広島市 健康推進課